

学校安全コーナー

子どもが安心して学ぶ
権利の保障のために

第4回

もと大田区教育委員会委員長に聞く 「教育委員会制度改革」

原田 敬三

東京弁護士会所属弁護士

育鵬社歴史教科書導入に反対した委員長

教育委員会の「組織改革」問題が十分な議論のないまま5月20日衆議院を通過した。3月15日の学習会は、「本当に要らないの?教育委員会」と題して桜井光政弁護士をお招きした。講師は、大田区で8年間教育委員会の委員長をなされ、委員長時代、中学校教科書採択において、他の委員が育鵬社歴史教科書を推す中でひとり他社の教科書を採用すべきとの意見を述べられた方です。

教育委員会の仕組み

教育委員会の仕組みについてよくわからないといわれる。図にあるように教育委員がいて委員が教育委員会を構成します。その委員会の名前で教育行政が行われる。広義では、図の事務局を含めたものが教育委員会で、上方に委員がいる。この委員の集まり、これが狭義の教育委員会である。「教育委員会」が、狭義の教育委員会なのか事務局を含めた広義の教育委員会なのか、その区別がされない事が問題。

おこなわれる教育行政は、教育委員会の名であつ

ても、事務局が教育委員の知らないところでほとんどの事務を動かしている。「教育委員会」の名で出されている指示とか命令とか山ほどあつたという。

駄目な教育行政が駄目と言うときは、「教育委員会の委員が駄目」なのではなくて、事務方の教育長以下の「教育行政が駄目」なのが殆どで、首長と繋がつた行政が駄目な事が結構多い。

今般の教育委員会「改革」法案はその教育委員会の教育長の権限強化を計らうという内容。

政治介入をブロックしていた教育委員会

法案では、「機能していない」という理由で狭義の教育委員会をなくして、首長と直結させる。「教育委員会が形骸化している」「だから教育委員会は不要だ」の議論は、たとえて言えば「車のブレーキの効きが悪いからブレーキを取っちゃえ」というのと同じことで暴論。

現実には教育委員からなる狭義の教育委員会の権限を縮小し、他方で教育長の権限は強化する内容になつてている。

この事件でいろいろ言つたりやつたり、またやる

教育委員会事務局の独断の諸例

教育委員会の意思というのが実は狭義の教育委員会の意思の反映ではなく、教育長以下の事務局の意向であることが多いことを例を上げて話された。

たとえば松江の「裸足のゲン」。教育委員会が閲覧制限を決めたと言われたが、この場合の教育委員会は狭義の教育委員会が決めたのではなく、教育長以下の教育委員会事務局が決めたという事実。それを教育委員会の決定といつては後に適正な手続きを踏んでいかなかつたということで撤回された。

町田市では小学校に入る子に毎年防犯ブザーを配つていて朝鮮学校の生徒にも配つていた。ところが昨年、同市の教育委員会が、朝鮮学校の生徒には配らない、と決定した。独裁国家で危険なミサイルを飛ばすような国家と仲良くしている小学校の1年生には防犯ブザーは要らない、という決定である。非難轟々で、これも教育委員の面々は関わっていない。事務局が勝手に決めたことでした。

もうひとつ。大津のいじめ自殺事件。

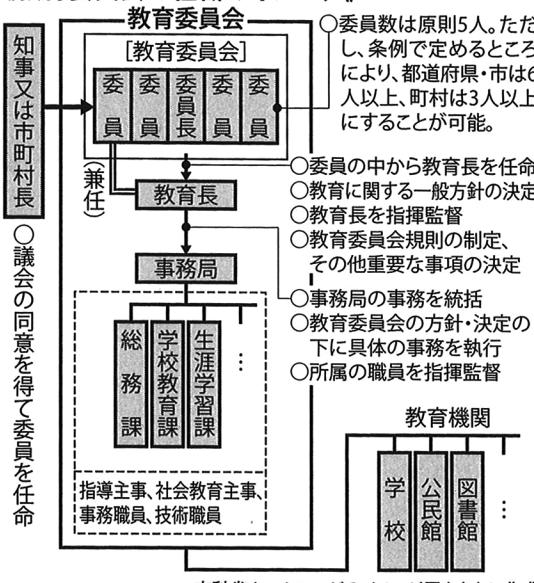
べきことをやらなかつたりしたのは教育長。教育委員会を開いて議論するのではなく、教育長が教育委員会の名でこれをやつていた。

これらの例のように、首長とつながつてゐる行政が駄目な場合が多い。駄目な決定をする事務局に歯止めを掛けられるのが教育委員会なのに、これをして、事務局権限を強めてゆく、これが危険。

現行体制であれば民間からの教育委員が、「自分たちに判断せろ」とか「勝手に事務局で判断をする指示を出すな」と権限行使出来るが、変更された制度では、それが不可能になる。

就任当時の大田区の教育委員会の構成
講師の在任期間中の委員構成は、学校医・民生児童委員・区立小学校の校長を歴任し今私立学校

《教育委員会の組織のイメージ》



文科省ホームページのイメージ図をもとに作成

現行の法律（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」）では、「管理し、及び執行する」となつてゐるところ、「管理」がなくなつて「執行」だけになる。だから、「改革法案」では、委員長と教育長の機能が統合され、委員長を廃止するということと同じ事である。

知事又は市町村長

○議会の同意を得て委員を任命

教科書選択の重要性を考える
昨今の社会情勢、国際情勢、近隣諸国に対する論評の仕方とかを見ると、冷静に物事を判断できる人間を育てなければ大変なことになる。日本はグローバル化と言われるが、こと歴史認識に関しては、ガラパゴス化が進んでいる。総理大臣が民主主義や政治の基本理念がわからないのでは困る。
教育委員会廃止の目的を、自民党は、

就任当時の大田区の教育委員会の構成
講師の在任期間中の委員構成は、学校医・民生児童委員・区立小学校の校長を歴任し今私立学校

校長をやられている方・弁護士、それに区職員の教育長の5名。区職員以外は役所から給与をもらう生活ではなく、思ったことが言える。GHQが教育委員会を作れといったのも、外部の委員を入れて多様性を得よう、バランスを取ろうという意図があつたと推測される。

正すべきは事務局による委員を軽視、その結果の形骸化で、「教育長の権限を強化する」「教育委員会は執行機関とする」では、逆を進めることになる。首長と教育委員、首長が任命する有識者からなる、総合教育会議（首長主宰）を作り、そこで大綱を決める仕組み。そこで決めたことをやる、そういう機関になる。これでは、大綱次第でいかよにも出来てしまう。首長の関与で、首長が気に入つた有識者を入れ、その議論がそのまま通る。

今国会の成立を急ぐ教育委員会廃止法案の危険と活動内容の詳細（省略）を体験的に強く語られ、参加者の理解と共感を得た学習会であった。

学校安全全国ネットワークの紹介

設立日：2013年6月8日

代表：喜多明人（早稲田大学教授）

副代表：原田敬三（弁護士）

事務局長：浅見洋子（カウンセラー）

事務所：〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2

ステージビル1706号 南北法律事務所内

TEL 03-3511-5070 / FAX 03-3511-5784

メールアドレス uta@yoko-no-heya.jp

入会申し込み 氏名・住所・電話番号・性別・年齢を記入の上お申し込みください。

年会費 3000円

賛助会員 5000円

郵便振替 口座番号 00130-9-346463

加入者名 学校安全全国ネットワーク

電話相談 毎週木曜日 午前11時～17時

TEL 03-6268-9363

ホームページ <http://gakouzen-network.com>